

結核集団感染の発生について

本市在住の結核患者を発端として、結核の集団感染事例が発生しましたので、お知らせします。

1 事例の概要

令和3年11月25日、市内医療機関で患者（40代、男性）が結核と診断され、同医療機関から市保健所へ結核患者の発生届が出された。

市保健所では、同居家族、勤務先及び市内医療機関に接触者健康診断を実施し、発病者4名、感染者14名を確認したため、結核の集団感染事例に該当すると判断した。

2 経過

(1) 11月25日、患者の発生届を受理、積極的疫学調査を開始。

(2) 接触者健康診断が必要と判断した同居家族、勤務先、市内医療機関対象者の計59名に対して、12月2日から健康診断を実施。

(3) 4月25日までに、57名の結果が判明、うち、発病者4名、感染者14名、異常なし39名を確認した。

なお、受診勧奨中は2名。

(4) 4月27日、結核の集団感染事例として厚生労働省に報告を行った。

(5) 現在、発病者4名は抗結核薬内服治療中。感染者14名のうち11名は抗結核薬内服治療中、3名は経過観察となっている。

【健康診断結果】※初発患者は除く

・健康診断対象者数	59名
・発病者（排菌なし）	4名
・感染者	14名
・異常なし	39名
・健診受診勧奨中	2名

3 今後の対応について

(1) 治療が必要な者に対して、治療が終了するまで服薬支援を実施する。

(2) 接触者健康診断対象者に対して、2年間定期的に健康診断を実施する。

4 市民の皆様へ

(1) 結核の初期症状は、咳・痰・発熱など風邪の症状とよく似ています。2週間以上咳が続くようでしたら、必ず医療機関を受診しましょう。

(2) 市で行っている健診又は職場等での健康診断を進んで受診し、早期発見に努めましょう。

(3) 健康診断で異常を指摘された場合は、速やかに専門の医療機関を受診しましょう。

【参考】

発病と感染について

発病とは、胸部レントゲン検査等で陰影がある場合や結核菌を排菌している場合など。

感染とは、結核菌が体の中に侵入しているが、発病はしておらず、血液検査等で感染が確認された場合。

注) 感染者や発病しても排菌していない患者が、他者に感染させることはありません。

「結核集団感染」の定義について

同一の感染源が、2家族以上にまたがり、20名以上に結核を感染させた場合をいい、発病者1名を6名の感染者に相当するとして感染者数を計算するものとする。

【「結核に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条に規定する健康診断の取扱いについて」(平成19年3月29日健感発第0329002号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)】

日本における結核のまん延状態について

WHOは、結核罹患率(人口10万対)10以下を「低まん延国」、と定めているのに対し、日本の罹患率は、令和2年で10.1(千葉市:9.5)であり「中まん延国」となる。令和2年の1年間に12,739名の新登録結核患者が発生しており、千葉市でも93名の新登録結核患者が発生している。

本情報提供は、感染症予防啓発のために行うものです、報道機関各位におかれましては、患者等の個人に係る情報について、プライバシー保護等の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段のご配慮をお願いします。